

函館市介護保険サービス事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、介護保険サービス事業者等に対して行う介護給付等に係る介護給付等対象サービスの内容および介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの利用者または入所者もしくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援および尊厳の保持を念頭において、介護保険サービス事業者等の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護保険サービス事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者

イ アに掲げる事業者であった者または当該指定に係る事業所の従業員であった者

ウ 法に規定する介護保険施設

(2) 介護給付等 介護給付または予防給付をいう。

(3) 介護給付等対象サービス 前号に規定する介護給付等に係る介護保険サービスをいう。

(4) 特定事業者 次に掲げる者をいう。

ア 保険医療機関の病院または診療所の行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの指定居宅サービス事業者

イ 保険医療機関の病院または診療所の行う介護予防居宅療養管理指導，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの指定介護予防サービス事業者

ウ 保険薬局の行う居宅療養管理指導の指定居宅サービス事業者および介護予防居宅療養管理指導の指定介護予防サービス事業者（指導）

第3条 指導の対象は，介護保険サービス事業者等とする。

2 指導形態は，集団指導および運営指導とする。

(1) 集団指導

指導の対象となる介護保険サービス事業者等に対し，介護給付等対象サービスの取扱い，介護報酬請求の内容，制度改正内容および高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく内容について，年1回以上，一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお，オンライン等（オンライン会議システム，ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

次のア～ウの内容について，原則として，指導の対象となる介護保険サービス事業者等の事業所において実地で行う。また，本市が単独で行うものを「一般指導」とし，厚生労働省または北海道と合同で行うものを「合同指導」とする。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

- 3 運営指導は、指導の対象となる介護保険サービス事業者等について、原則として3年に1回以上の頻度で行うこととする。また、新規に指定を受けた場合は、原則として、指定日から起算して6月を経過した日から6月以内に行うこととする。
- 4 運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険サービス事業者等による自己点検を励行するものとし、第2項第2号アおよびイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）および標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別ごとの確認項目および確認文書は、厚生労働省が作成した「介護保険施設等運営指導マニュアル」によるものとする。
- 5 指導は、全ての介護保険サービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については、一定の方針に基づき行う。
- (1) 集団指導の対象
- 第2条第1号アに掲げる介護保険サービス事業者等を対象に実施する。
- (2) 運営指導の対象
- ア 一般指導
- (ア) 実施頻度や個別事由を勘案し、原則として毎年度、計画的に実施できるよう、介護保険サービス事業者等を選定する。
- (イ) 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて、一般指導が必要と認められる介護保険サービス事業者等を対象に実施する。
- (ウ) その他、特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象に実施する。
- イ 合同指導
- (ア) 複数の市町村において指定を受けている介護保険サービス事業者等を対象に実施する。
- (イ) その他、特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事

業者等を対象に実施する。

(3) 特定事業者の指導

介護保険サービス事業者等のうち、特定事業者の指導については、前2号の規定によらず、必要に応じて実施する。

6 北海道および他の市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導および運営指導の実施に努めるものとする。

7 集団指導および運営指導の指導方法は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる介護保険サービス事業者等を選定したときは、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険サービス事業者等に対して原則として集団指導実施日の2月前までに通知するものとする。

イ 指導方法

実施にあたっては、介護保険サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため、質問等の機会を設ける等、工夫するものとする。

なお、集団指導に参加しなかった介護保険サービス事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 指導通知

指導対象となる介護保険サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険サービス事業者等に原則として実施指導実施日の1月前までに通知するものとする。

ただし、指導対象となる介護保険サービス等事業者等において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険サービス等事業者等の日常におけるサービ

スの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 運営指導の根拠規定および目的

(イ) 運営指導の日時および場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

イ 出席者

指導に当たっては、指導対象となる介護保険サービス事業者等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。

ウ 指導方法

運営指導は、関係書類等を確認し、管理者および関係職員との面談方式により行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（第3条第2項第2号イおよびウに係る内容に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、介護保険サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

エ 指導体制

2名以上の班を編成し、うち1名は主査職以上の職にある者とする。

オ 留意点

(ア) 確認項目を踏まえることにより、運営指導の所要時間をできる限り短縮し、介護保険サービス事業者等の負担軽減と運営指導の頻度向上を図る。

(イ) 同一所在地や近隣に所在する介護保険サービス事業者等に対

する運営指導については、可能な限り同日に行う等により効率化を図る。

(ウ) 老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同指導については、介護保険サービス事業者等の状況を踏まえたうえで、可能な限り同日に行う等により効率化を図る。

(エ) 運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険サービス事業者等に対して運営指導の事前または当日に提出を求める資料および書類の写し等については１部とし、市がすでに保有している文書については再提出を求めない。

また、介護保険サービス事業者等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、原則としてディスプレイ上で内容を確認することとする。

(オ) 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、対象は原則として３名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員１人当たり１名または２名の利用者についてその記録等を確認する。

カ 指導結果の通知

運営指導の結果、人員、施設および設備または運営について改善を要すると認められる事項がある場合、または介護報酬請求について、不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

キ 報告書の提出

当該介護保険サービス事業者等に対して、文書によって通知した事項については、原則として当該通知日から３０日以内に改善状況について文書により報告を求めるものとする。

ク 自主点検

運営指導の結果、介護報酬について過誤による調整を要すると

認められた場合は、当該介護保険サービス事業者等に対し、指導事項に係る過去分を含めた自主点検を指示する。

(監査への変更)

第4条 運営指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「函館市介護保険サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査および確認を行うものとする。

- (1) 市が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っていると認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命または身体の安全に危害をおよぼしていると認められる場合またはその疑いがあると認められる場合

(指導にあたっての留意点)

第5条 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。